

福岡県公報

令和六年三月二十六日
第四百八十二号
増刊 ①

目次

地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例 (人事課) ……………五	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………五	福岡県消防関係手数料条例の一部を改正する条例 (消防防災指導課) ……………六	福岡県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例 (情報政策課) ……………六	福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (行財政支援課) ……………六	福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (国際政策課) ……………七	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例 (男女共同参画推進課) ……………七	福岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (健康増進課) ……………一一	福岡県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例 (医療保険課) ……………一一	福岡県保健福祉関係手数料条例及び福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (介護保険課) ……………一一	福岡県子ども・子育て会議条例の全部を改正する条例 (子ども未来課) ……………一二	福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (子ども福祉課) ……………一三
--	---	---	---	--	---	---	--	--	--	---	--

福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (障がい福祉課) ……………一五	福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (障がい福祉課) ……………一六	福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例 (職業能力開発課) ……………一七	福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例 (商工政策課) ……………一七	福岡県農林水産業・農山漁村振興条例の一部を改正する条例 (農林水産政策課) ……………一七	福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例 (漁業管理課) ……………一八	漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例 (水産振興課) ……………一八	福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例 (道路維持課) ……………一八	福岡県特定都市河川浸水被害対策法施行条例 (河川整備課) ……………二七	福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課) ……………二八	福岡県都市公園条例の一部を改正する条例 (公園街路課) ……………二八	福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) ……………二八	福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) ……………二九	福岡武道館条例の一部を改正する条例 (警察本部教養課) ……………二九	福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部生活保安課) ……………三二	福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例 (警察本部組織犯罪対策課) ……………三三
--	--	--	--	---	--	--	---	--------------------------------------	--	-------------------------------------	---	--	-------------------------------------	--	--

公布された条例のあらまし

◇地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

(総務部人事課)

1 地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、関係条例の規定を整理することとした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県消防関係手数料条例の一部を改正する条例

(総務部防災危機管理局消防防災指導課)

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定により、危険物取扱者試験の実施等に係る手数料の標準が改められたことに伴い、これらの手数料の額を改定することとした。

2 この条例は、令和六年五月一日から施行することとした。

◇福岡県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

(企画・地域振興部情報政策課)

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行することとした。

◇福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(企画・地域振興部市町村振興局行政支援課)

1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律等の制定による住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に規定する政令で定める日から施行することとした。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行することとした。

二 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(企画・地域振興部国際局国際政策課)

1 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、旅券法に基づく知事の権限に属する事務の一部を築上町が処理することについて、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和六年六月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

(人づくり・県民生活部男女共同参画推進課)

1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、福岡県女性相談所の名称を福岡県女性相談支援センターに改める等の改正を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部健康増進課)

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の制定による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療保険課)

- 1 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の制定による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県保健福祉関係手数料条例及び福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部介護保険課)

- 1 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二の規定による指定介護療養型医療施設に関する経過措置が令和五年度末をもって終了することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県子ども・子育て会議条例の全部を改正する条例

(福祉労働部子ども未来課)

- 1 こども基本法の制定により、都道府県が策定することも計画は、他の法令に基づき策定することも施策に関する計画と一体のものとして定めることができることとされたことに伴い、本県のこども計画及びこども施策の総合的な推進に関し必要な事項等を調査審議させるため、福岡県こども審議会を設置することとした。
- 2 一 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
二 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部子ども福祉課)

- 1 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の制定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、里親支援センターの設備及び運営の基準を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部障がい福祉課)

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の制定により、新たな障がい福祉サービスが創設されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、第十条を削り、

第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、同条の次に一条を加える改正規定及び第二十四条の次に一条を加える改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に規定する政令で定める日から施行することとした。

◇福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部障がい福祉課)

- 1 児童福祉法等の一部を改正する法律の制定により、医療型及び福祉型児童発達支援が一元化されること等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例

(福祉労働部労働局職業能力開発課)

- 1 国において技能検定試験の三級の実技試験を受検する二十三歳未満の者を対象として手数料を減額する措置が実施されることに鑑み、手数料の減額規定の見直しを行うこととした。
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

(商工部商工政策課)

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定により、高圧ガスの製造許可に係る手数料の標準が改められたことに伴い、当該手数料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県農林水産業・農山漁村振興条例の一部を改正する条例

(農林水産部農林水産政策課)

1 本県の農林水産業の持続的発展に寄与するため、知的財産の活用等による農林水産物のブランド化等を県の講じる主要な施策として定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

(農林水産部水産局漁業管理課)

1 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令の制定による遊漁船業の適正化に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

(農林水産部水産局水産振興課)

1 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の制定による漁港漁場整備法の一部改正により、法律の題名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改められたことに伴い、関係条例の規定を整理することとした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

(県土整備部道路維持課)

1 道路占用料等の額については、平成三十年に改正され現在に至っているが、その後の経済情勢等に鑑み、その額を改定するとともに、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等に伴う道路法施行令の一部改正を踏まえ、占用物件の区分を新たに設けるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(県土整備部河川整備課)

1 特定都市河川浸水被害対策法第三条の規定に基づき、特定都市河川等の指定を行うに当たり、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、令和六年五月一日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

1 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

1 公園施設として筑後広域公園内にバイシクルモトクロス場を整備することに伴い、その利用料金の上限を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めることとした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準の特例が定められることに伴い、本県警察官の定員及びその階級別定員のうち巡査の定員についての暫定措置に関する規定を設けるとともに、職員の定年引上げに際して安定した警察運営を図るため、警察行政職員の定員の暫定措置に関する規定を設けることとした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇福岡武道館条例の一部を改正する条例

(警察本部教養課)

1 福岡武道館の移転に伴いその位置を改めるとともに、地方自治法の規定により福岡武道館の管理を指定管理者に行わせることとするに当たり、指定の手続その他の必要な事項を定めるなど、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、準備行為に係る規定は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部生活保安課)

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令により、猟銃の技能に関する講習の受講申請に係る手数料の標準が改められたことに伴い、当該手数料の額を改定するとともに、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令の制定による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

二 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(警察本部組織犯罪対策課)

1 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律が制定されたことに鑑み、青少年有害行為として新たな行為を加えることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとした。

条 例

地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三号

地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第一条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年福岡県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改める。

(福岡県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

(福岡県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年福岡県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

(福岡県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十二年福岡県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。
令和六年三月二十六日

福岡県条例第四号

福岡県知事 服部 誠太郎

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に、「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

第二条第一号中「第七十三号第一項第一号」を「第七十三号の四第一項第一号」に改め、同条第二号中「第七十三号第一項第二号」を「第七十三号の四第一項第二号」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県消防関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第五号

福岡県消防関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県消防関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表八の項中「六、六〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「四、二〇〇円」に改め、同表九の項中「四、七〇〇円」を「五、三〇〇円」に改め、同表一四の項中「五、七〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「四、四〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和六年五月一日から施行する。

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年三月二十六日

福岡県条例第六号

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第三項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第七号

福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

福岡県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条 福岡県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第三十条の四十第一項」の下に「（法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）」を加える。

第八条の見出し中「本人確認情報の開示に係る」を削り、同条中「第三十条の

三十二第二項」の下に「(法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。)

第二条 福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)附則第一条第十号に規定する政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号)附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。

(福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

2 福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年福岡県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「第三十条の四十二」の下に「(同法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。)」を加える。

3 福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第八号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次

のように改正する。

別表一の二の項中「上毛町」を「上毛町 築上町」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年六月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前に旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)及び旅券法施行規則(令和四年外務省令第十号)の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に関する事務の処理については、なお従前の例による。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第九号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例

(福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号を次のように改める。

三 女性相談支援センターに勤務する職員が困難な問題を抱える女性に関する相談並びに困難な問題を抱える女性の一時保護、医学的及び心理学的判定並びに援助に関する業務に従事したとき。

第二十二条第一項の表中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

(福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に、「要保護女子の」を「

困難な問題を抱える女性の」に改める。

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

「第一節 削除

目次中 第一節の二 人づくり・県民生活部に属する公の施設

を

第一款 女性相談所(第十三条の二)

「第一節 人づくり・県民生活部に属する公の施設

第一款 女性相談支援センター(第十条)

」に改める。

第二章第一節を次のように改める。

第一節 人づくり・県民生活部に属する公の施設

第一款 女性相談支援センター

(設置、名称及び位置)

第十条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)

第九条第一項の規定に基づく女性相談支援センターとして、困難な問題を抱える女性に関する相談又は相談機関の紹介並びに困難な問題を抱える女性の緊急時の安全の確保及び一時保護、医学的又は心理学的な援助並びにその他必要な援助を行うため、女性相談支援センターを設置する。

2 女性相談支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

福岡県女性相談支援センター	春日市
名 称	位 置

第十一条から第十三条まで 削除

第二章第一節の二を削る。

(福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

第一条中「売春防止法(昭和三十一年法律第十八号)第三十六条」を「困難な問

題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十二条第一項

に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「最低基準」を「基準」に改める

。第二条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「下」を「もと」に、「社

会福祉事業に関する熱意及び能力」を「女性の人權に関する高い識見と専門性」に、

「自立」を「入所者の置かれた状況に応じた自立」に、「処遇」を「支援」に改める

。第三条の見出しを「(基準と女性自立支援施設)」に改め、同条中「婦人保護施設

」を「女性自立支援施設」に、「最低基準」を「基準」に改める。

第四条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第五条第一項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「火災、風水害、地

震等非常災害に関する具体的計画を立てておかなければ」を「非常災害に関する具体

的計画(第十九条第四項において「非常災害計画」という。)を策定しなければ」に

改め、同条第二項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「救出等」を「

救出その他必要な」に改める。

第二十二条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第二十四条

とする。

第二十一条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第二十三条

とし、同条の前に次の一条を加える。

(関係機関との連携)

第二十二条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な

問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所(社

会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施

設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに

労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三

十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都

道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号

（第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、「配偶者暴力相談支援センター」（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、「母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。」

第二十条を削る。

第十九条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第二十一条とする。

第十八条第一項から第三項までの規定中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第四項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「感染症」を「感染症又は食中毒」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なわなければならない」に改め、同条を第二十条とし、同条の前に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十九条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

第十七条の見出しを「（食事の提供）」に改め、同条第一項中「給食」を「食事」に、「嗜好」を「嗜好」に改め、同条第三項を削り、同条を第十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

（自立支援等）

第十七条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個々の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第十六条を次のように改める。

（居室の入所定員）

第十六条 一の居室の定員は、原則一人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定に関わらず、一の居室の定員を二人以上とすることができる。

第十五条を削る。

第十四条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「次項において同じ。」でなければ「を」を「同項において同じ。」としなければならない」に改め、同条第二項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第三項中「婦人保護施設」を

「女性自立支援施設」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同条第四項中「各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を削り、同項第一号中「次に掲げる基準」を削り、同号イ中「四・九五」を「九・九」に改め、同号ロ中「共同廊下」を「廊下」に、「直面して」を「直接面して」に改め、同項第五号中「次に掲げる基準」を削り、同条を第十四条とする。

第十二条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第十二条とする。

第十二条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「能力と熟意」を「にあたって女性の人權に関する高い識見と専門性」に改め、同条第一号中「更生保護事業」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する活動」に改め、同条を第十一条とする。

第九条の見出しを「(職員配置の基準)」に改め、同条第一項を次のように改める。

女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第三号の職員を置かないことができる。

一 施設長 一

二 入所者の自立支援(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項に規定する自立支援をいう。以下同じ。)を行う職員 二以上

三 栄養士又は調理員 一以上

四 看護師又は心理療法担当職員 一以上

五 事務員 一以上

六 施設その他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適當数

第九条第二項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同項ただし書中「入所者等の処遇」を「入所者の支援」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「しておかなければ」を「しなれば」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「を設置する等」を「の設置その他の」に改め、同条第二項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「売春防止法第三十四条に規定する婦人相談所」を「知事」に改め、同条第三項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(安全計画の策定等)

第六条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設

設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下この条及び第十九条第四項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例の一部改正)

第五条 福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例(令和四年福岡県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第十六条第二項中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(施設長の任用に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に第四条の規定による改正前の福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「旧条例」という。)第十条の要件を満たすものとして任用されている施設長は、第四条の規定による改正後の福岡県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第十一条の要件を満たすものとして任用されている施設長とみなす。

(居室の面積及び入所人員に関する経過措置)

3 この条例の施行前に設置された施設における居室の床面積及び入所人員については、新条例第十四条第四項第一号イ及び第十六条の規定にかかわらず、当分の間、旧条例第十三条第四項第一号イ及び第十五条によることができる。ただし、施設を改築し

、又は増築する場合はこの限りではない。

福岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十号

福岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福岡県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成十九年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二第二項」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十一号

福岡県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

福岡県国民健康保険法施行条例（平成二十八年福岡県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十条から第十二条まで、第十四条及び第十五条中「算定政令附則第四条の規定により読み替えられた」を削る。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県保健福祉関係手数料条例及び福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営

の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十二号

福岡県保健福祉関係手数料条例及び福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

（福岡県保健福祉関係手数料条例の一部改正）

第一条 福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表中一六九の三の項から一六九の五の項までを削り、一六九の二の二の項を一六九の三の項とし、一六九の二の三の項を一六九の四の項とし、一六九の二の四の項を一六九の五の項とする。

（福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第二条 福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 指定介護療養型医療施設（第二十三条―第二十七条）」を削り、「第二十八条―第二十九条」を「第二十三条・第二十四条」に改める。

第一条中「及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成十八年改正前の介護保険法」という。）」を削り、「、指定介護予防サービス」を「並びに指定介護予防サービス」に改め、「並びに指定介護療養型医療施設」を削る。

第二条中「平成十八年改正前の介護保険法並びにこれら」を「法」に改める。

第二章第六節を削る。

第三章中第二十八条を第二十三条とする。

第二十九条第一項中「第二十八条第一項各号」を「前条第一項各号」に改め、同条第二項中「第二十八条第二項各号」を「前条第二項各号」に改め、同条を第二十四条とする。

別表第二中「、第二十六条」を削り、第五号を削る。
別表第三中「、第二十六条」を削り、第五号を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県子ども・子育て会議条例の全部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十三号

福岡県子ども審議会条例

福岡県子ども・子育て会議条例（平成二十五年福岡県条例第三十九号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百八十八条の四第三項の規定に基づく知事の附属機関、子ども基本法（令和四年法律第七十七号）第十三条第三項に規定する協議会及び次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第二十条第一項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として、福岡県子ども審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 子ども基本法第十条第一項に規定する都道府県子ども計画に関する事項及び子ども施策に関する重要事項について調査審議すること並びに同法第十三条第三項に規定する協議会として、子ども施策の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。
- 二 地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）第一条に規定する都道府県青少年問題協議会として、同法第二条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策に関する重要事項について調査審議し、及び当該施策の実施に係る連絡調整を行うこと並びにこれらに関し知事及び関係行政機関に対する意見を述べること。
- 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十二条第一

項に規定する自立促進計画に関する事項について調査審議すること。

四 次世代育成支援対策推進法第九条第一項に規定する都道府県行動計画に関する事項について調査審議し、及び同法第二十一条第一項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として、次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議すること。

五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関として、同法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

六 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画に関する事項について調査審議すること。

七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条第四項に規定する審議会その他の合議制の機関として、同項各号に掲げる事務を処理すること。

八 子どもへの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第九条第一項に規定する子どもへの貧困対策についての計画に関する事項について調査審議すること。

九 前各号に定めるもののほか、知事が特に必要と認めることについて調査審議すること。

（組織）

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員）

第四条 委員は、医療、保健、福祉、教育、療育等に関して優れた識見を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)
第五条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事)

第七条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(部会)

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員（以下この条において「当該部会に属する委員」という。）の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 第七条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(補則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表中知事の部福岡県青少年問題協議会の項を削る。

(福岡県幼児保護携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

3 福岡県幼児保護携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「福岡県子ども・子育て会議条例（平成二十五年福岡県条例第三十九号）」を「福岡県子ども審議会条例（令和六年福岡県条例第十三号）」に、「福岡県子ども・子育て会議の」を「福岡県子ども審議会の」に改める。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十四号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章 雑則（第八十九条）」を

「第十一章 里親支援センター（第八十九条―第九十四条）

第十二章 雑則（第九十五条）

に改める。

第二条第一項中「を除く」を「及び第九十四条を除く」に、「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第六条の二第一項、第十五条第一項及び第二十条第二項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第三十二条中「ついで」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に就き意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第三十四条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第四十条中「ついで」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第四十三条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第六十三条中「ついで」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第六十六条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第七十一条中「ついで」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第七十四条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第八十一条中「ついで」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第八十四条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。
第八十八条第二項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。
第八十九条を第九十五条とする。
第十一章を第十二章とする。
第十章の次に次の一章を加える。

第十一章 里親支援センター

（設備の基準）

第八十九条 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親にならうとする者（次条第三項第三号において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

（職員）

第九十条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
い。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則第一条の十に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、

児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシヤルワークの視点を有する者

三 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシヤルワークの視点を有する者

三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者
- 二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- 三 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第九十一条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第十一条第四項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者
- 二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- 三 知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第九十二条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現すること

(業務の質の評価等)

第九十三条 里親支援センターは、自らその行う法第四十四条の三第一項に規定する業

務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第九十四条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十五号

福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する

条例の一部を改正する条例

福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十二条 指定就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第十六条中「又は食事」を「若しくは食事」に、「行う」を「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立し

た日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行う」に改める。
第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第三十一条に次の二項を加える。
4 指定障がい者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障がい者支援施設は、利用者の当該指定障がい者支援施設以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障がい者支援施設以外における指定障がい福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。
第三十五条に次の二項を加える。

4 障がい者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障がい者支援施設は、利用者の当該障がい者支援施設以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障がい者支援施設以外における指定障がい福祉サ

ービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、同条の次に一条を加える改正規定及び第二十四条の次に一条を加える改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に規定する政令で定める日から施行する。

福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十六号

福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する

条例の一部を改正する条例

福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター」を「及び児童発達支援センター」に改める。

第四条中「指定障がい児通所支援事業者等」を「指定障がい児通所支援事業者」に改める。

第五条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して行われるものに限る。）」に改める。

第六条を削る。

第七条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改め、同条を第六条とし、第七条の二を第七条とする。

第十二条第一項中「計画」の下に「及び障がい児（十五歳以上の障がい児に限る。）が障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を

営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画」を加える。

第十九条第二項を削る。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十七号

福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県職業能力開発関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下この号において「短期訓練課程」という。）を除く。）」及び「（短期訓練課程を除く。）」を削り、同条第二項中「二十五歳」を「二十三歳」に改め、「であつて技能検定試験受験申請日において雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者」及び「二級又は」を削り、「を九千円」を「から次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 技能検定試験受験申請日において雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者 九千円
- 二 前号に掲げる者以外の者 四千五百円

第四条第三項中「二十五歳未満の者であつて技能検定試験受験申請日において雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者である」を「二十三歳未満の」に、「九千円」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 技能検定試験受験申請日において雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者である者 九千円

二 前号に掲げる者以外の者 四千五百円

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十八号

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県商工関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表十九の項中「ものにあつては、次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」の下に「（当該移動式製造設備について液化石油ガス法第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六、〇〇〇円）」を加える。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県農林水産業・農山漁村振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十九号

福岡県農林水産業・農山漁村振興条例の一部を改正する条例

福岡県農林水産業・農山漁村振興条例（平成二十六年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十九号を第二十一号とし、第三号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二号中「ブランド化及び」を「知的財産の戦略的な保護及び活用並びに」に、「付加価値の向上並びに農林水産物の輸出の促進及び県外への販路拡大」を「ブランド化（農林水産物の付加価値の創出、維持及び向上をいう。）」に改め、同条を同条第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

四 農林水産物の輸出の促進及び県外への販路拡大に必要な施策
第六条第一号の次に次の一号を加える。

二 農林水産物の優良な種子、種苗等の安定供給及び品質の確保に必要な施策

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十号

福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県農林水産関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二五の項中「第十条第一項第三号」を「第十四条第一項第三号」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十一号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

（福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号

）の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」

に改める。

（福岡県漁港管理条例の一部改正）

第二条 福岡県漁港管理条例（昭和三十九年福岡県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（福岡県土砂埋立て等による災害の防止に関する条例の一部改正）

第三条 福岡県土砂埋立て等による災害の防止に関する条例（平成十四年福岡県

条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（福岡県自然海浜保全地区条例の一部改正）

第四条 福岡県自然海浜保全地区条例（昭和五十五年福岡県条例第二十四号）の一部を

次のように改正する。

第七条第三項第三号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十二号

福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

（福岡県道路占用料徴収条例の一部改正）

第一条 福岡県道路占用料徴収条例（昭和四十三年福岡県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分の部分を次のように改める。

法第二十二條第一項第一号に掲げる物件		その他のもの	施設補助補運動自					法第二十一條第一項第一号に掲げる物件	単位	所 在 地							
			法第一條第五号に規定するもの			その他のもの				長さ一メートルにつき	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地		
階数が一のもの	法第二十一條第一項第四号に掲げる施設	その他のもの	法第二十二條第一項第一号に掲げる物件			法第一條第五号に規定するもの		長さ一メートルにつき	占								
		地上に設置るもの	地下に設置るもの	表示面積一平方メートルにつき	長さ一メートルにつき		料										
		一	一	一	一		用										
八五	五六	三九	一、九〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	七九〇	一、九〇〇	九〇	九	九四	二、一〇〇	一、五〇〇	九四〇	二、二〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	八五
五八	三八	二七	一、三〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	五四〇	二、三〇〇	六三〇	六	六四	二、四〇〇	一、〇〇〇	六四〇	一、五〇〇	七二〇	五八	
五四	三六	二五	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	五一〇	二、二〇〇	五九〇	六	六〇	二、三〇〇	九六〇	六〇〇	一、四〇〇	六七〇	五四	
四六	三一	二二	二、〇〇〇	八三〇	四二〇	四二〇	二、〇〇〇	五一〇	五	五二	二、一〇〇	八三〇	五二〇	二、二〇〇	五八〇	四六	
三〇	二〇	一四	六八〇	五五〇	二八〇	二八〇	六八〇	二三〇	三	三四	七四〇	五四〇	三四〇	七八〇	三八〇	三〇	

施行令第七号に掲げる施設	法第二十一条第一項第五号に掲げる施設							法第二十一条第一項第六号に掲げる施設					法第二十一条第一項第七号に掲げる施設				
	地下街及び地下室のもの			上空に設ける通路		地下に設ける通路		その他のもの		祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの		その他のもの			その他のもの		
	階段が二以上のもの	階段が三以上のもの	上空に設ける通路		地下に設ける通路		その他のもの		祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの		その他のもの			その他のもの			
占用面積一平方メートルにつき											一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年
占用面積一平方メートルにつき	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額		Aに〇・〇〇六を乗じて得た額		Aに〇・〇〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇三を乗じて得た額

施行令第七号に掲げる施設	施行令第七号に掲げる施設			施行令第七号に掲げる施設		施行令第七号に掲げる施設			施行令第七号に掲げる施設			施行令第七号に掲げる施設					
	トンネルの上又は高架の下の地下を除く（一）に設けるもの			トンネルの上又は高架の下の地下を除く（二）に設けるもの		トンネルの上又は高架の下の地下を除く（三）に設けるもの			トンネルの上又は高架の下の地下を除く（四）に設けるもの			トンネルの上又は高架の下の地下を除く（五）に設けるもの					
	階段が二以上のもの	階段が三以上のもの	トンネルの上又は高架の下の地下を除く（一）に設けるもの		トンネルの上又は高架の下の地下を除く（二）に設けるもの		トンネルの上又は高架の下の地下を除く（三）に設けるもの			トンネルの上又は高架の下の地下を除く（四）に設けるもの			トンネルの上又は高架の下の地下を除く（五）に設けるもの				
占用面積一平方メートルにつき											一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年
占用面積一平方メートルにつき	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額		Aに〇・〇〇三を乗じて得た額			Aに〇・〇〇三を乗じて得た額			Aに〇・〇〇三を乗じて得た額			Aに〇・〇〇三を乗じて得た額				

送電線	塔	地下埋設管														その他管類	占用面積一平方メートルにつき一年		
		外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル以上のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの			外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	
	九	三九	五六	八五	一一〇	一七〇	二三〇	三九〇	五六〇	一、一〇〇	六六	九四	一四〇	一九〇	二八〇	三八〇	六六〇	九	一、九〇〇
	六	二七	三八	五八	七七	一一〇	一五〇	二七〇	三八〇	七七〇	四五	六四	九六	一三〇	一九〇	二六〇	四五〇	六	一、三〇〇
	六	二五	三六	五四	七二	一一〇	一四〇	二五〇	三六〇	七二〇	四二	六〇	九〇	一二〇	一八〇	二四〇	四二〇	六	一、二〇〇
	五	二二	三三	四六	六二	九三	一二〇	二二〇	三二〇	六二〇	三六	五二	七七	一〇〇	一六〇	二二〇	三六〇	五	一、〇〇〇
	三	一四	二〇	三〇	四一	六一	八〇	一四〇	二〇〇	四二〇	二四	三四	五一	六八	一〇〇	一四〇	二四〇	三	六八〇

その他土地	住居出入通路	ゴルフ場	耕作地	公園、緑地、広場及び運動場	遊船	その他の工作物(全幅員二メートルを超える住居出入橋を含む。)	住居出入橋(全幅員二メートル以下のもの)	くも手足場	標識	けい船く	さいん橋	看板	その他	鉄道、軌道その他これらに類するもの	外徑が〇・七メートル以上一メートル未満のもの		外徑が一メートル以上のもの
															占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	
四五〇	三七〇	二九〇	二五〇	三〇〇	五六〇	五六	二、八〇〇	三八〇	三八〇	三六〇	三六〇	一六〇〇	八〇〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	九四〇	
三二〇	三三二	一六	八	五三	三八〇	三八	二、八〇〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	三、二〇〇	一、六〇〇	一、三〇〇	二、三〇〇	六四〇	
二九〇	三〇	一六	八	五三	三六〇	三六	二、八〇〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二、二〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇	二、二〇〇	六〇〇	
二五〇	一六	一六	五	五三	三二〇	三二	二、八〇〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	八三〇	四二〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五二〇	
一六〇	一七	一六	五	五三	二〇〇	二〇	二、八〇〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	五五〇	二七〇	六八〇	六八〇	三四〇	

別表第二の備考第一号ハ中「、田川郡糸田町」を削り、同号ニ中「田川郡香春町」の下に「、同郡糸田町」を加え、同備考第七号を削る。

(福岡県一般海域管理条例の一部改正)

第四条 福岡県一般海域管理条例(平成十二年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別表第一中表の部分を次のように改める。

農 道 路 、 通 路 橋 地	軌 道	埋設物の地下 極管等の地下 埋設物										鉄 塔	電 柱			使用物件等	単 位	所 在 地 価 目				
		外径が〇・七メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上のもの	外径が〇・三メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上のもの	外径が〇・二メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上のもの	外径が〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上のもの		外径が〇・一メートル未満のもの	第三種電柱	第二種電柱			第一種電柱	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
八	二四〇	一、九〇〇	一、一〇〇	五六〇	三九〇	二三〇	一七〇	一一〇	八五	五六	三九	二、八〇〇	二、六〇〇	一、一〇〇	第一級地	八	一、三〇〇	七七〇	六七〇	五八〇	三八〇	
八	一七〇	一、三〇〇	七七〇	三八〇	二七〇	一五〇	一一〇	七七	五八	三八	二七	二、〇〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	第二級地	八	二、二〇〇	一、七〇〇	一、四〇〇	八九〇	五八〇	
八	二二〇	一、二〇〇	七二〇	三六〇	二五〇	一四〇	一一〇	七二	五四	三六	二五	一、四〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	第三級地	六	一、〇〇〇	六二〇	三二〇	二二〇	一四〇	
六	七七	一、〇〇〇	六二〇	三二〇	二二〇	一一〇	九三	六二	四六	三二	二二	九三〇	八九〇	五八〇	第四級地	六	六八〇	四二〇	二〇〇	一四〇	八〇	
六	四九	六八〇	四二〇	二〇〇	一四〇	八一	六一	四一	三〇	二〇	一四	五九〇	七八〇	三八〇	第五級地	六	二四〇	一七〇	八〇	五〇	三〇	

採 草 放 牧 地	専 用 住 宅	倉庫、工場、造船場、事務所、店舗	飯 設 工 作 物	材 料 置 場	漁 業 用 工 作 物	遊 船	さん 橋、 渡 船 場	露 店、 飯 設 興 行 場	広 告 板、 広 告 塔	物 干 場、 物 揚 場	係 船 く い、 流 木 用 く い	そ の 他
八	六四〇	使用面積二平方メートルにつき 一年	四二〇	二六〇	五九	三〇〇	使用面積一平方メートルにつき 一日	一八	表示面積一平方メートルにつき 一年	使用面積一平方メートルにつき 一年	一本につき 一年	前査項に準じて知事が定める。
八	六四〇	六四〇	四二〇	二六〇	五九	三〇〇	一八	一八	二六、〇〇〇	二二〇	三八〇	三八〇
八	四七〇	四七〇	二〇〇	二〇〇	四三	三〇〇	一四	一四	三、二〇〇	一六〇	二六〇	二六〇
八	三三〇	三三〇	一〇〇	一〇〇	三〇	三〇〇	一〇	一〇	二、二〇〇	一一〇	一四〇	一四〇
六	二二〇	二二〇	一四〇	八九	二〇	一九〇	六	六	八三〇	七二	二二〇	二二〇
六	一三〇	一三〇	八九	五六	一一	一九〇	四	四	五五〇	四六	一四〇	一四〇

別表第一の備考第一号ハ中「田川郡糸田町」を削り、同号ニ中「田川郡香春町」の下に「同郡糸田町」を加える。

(福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例の一部改正

第五条 福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一中表の部分を次のように改める。

送電塔	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所								電話柱					電柱					占有物件等	単位	所在地																														
	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱			第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第四種電柱	第五種電柱																										
塔	一個につき 一年								本につき 一年					長さ二メートル以上 一年					第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地																							
外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	上二メートル未満のもの	九〇〇	一、三〇〇	二、一〇〇	一、五〇〇	九四〇	二、二〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	六七〇	五八〇	三八〇	一、九〇〇	一、三〇〇	二、一〇〇	一、五〇〇	九四〇	二、二〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	六七〇	五八〇	三八〇									
外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	上二メートル未満のもの	三九	二七	二五	二二	一四	三六	三三	二〇	六八〇	一、九〇〇	一、三〇〇	二、一〇〇	一、五〇〇	九四〇	二、二〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	六七〇	五八〇	三八〇	一、九〇〇	一、三〇〇	二、一〇〇	一、五〇〇	九四〇	二、二〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	六七〇	五八〇	三八〇
外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	上二メートル未満のもの	八五	五八	五四	四六	三〇	五六	三八	二〇	六八〇	一、九〇〇	一、三〇〇	二、一〇〇	一、五〇〇	九四〇	二、二〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	六七〇	五八〇	三八〇	一、九〇〇	一、三〇〇	二、一〇〇	一、五〇〇	九四〇	二、二〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	六七〇	五八〇	三八〇
外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	上二メートル未満のもの	二二〇	二七〇	二五〇	二二〇	一四〇	三六〇	三三〇	二〇〇	六八〇	一、九〇〇	一、三〇〇	二、一〇〇	一、五〇〇	九四〇	二、二〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	六七〇	五八〇	三八〇	一、九〇〇	一、三〇〇	二、一〇〇	一、五〇〇	九四〇	二、二〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	六七〇	五八〇	三八〇
外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	上二メートル未満のもの	三九〇	二七〇	二五〇	二二〇	一四〇	三六〇	三三〇	二〇〇	六八〇	一、九〇〇	一、三〇〇	二、一〇〇	一、五〇〇	九四〇	二、二〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	六七〇	五八〇	三八〇	一、九〇〇	一、三〇〇	二、一〇〇	一、五〇〇	九四〇	二、二〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	六七〇	五八〇	三八〇
外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	上二メートル未満のもの	二二〇	二七〇	二五〇	二二〇	一四〇	三六〇	三三〇	二〇〇	六八〇	一、九〇〇	一、三〇〇	二、一〇〇	一、五〇〇	九四〇	二、二〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	六七〇	五八〇	三八〇	一、九〇〇	一、三〇〇	二、一〇〇	一、五〇〇	九四〇	二、二〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	六七〇	五八〇	三八〇

係船くい	物干場、物揚場	露店、仮設興行場	さん橋、渡船場	遊船	その他漁業用地	漁業用工作物	鉱工業及び土木建築材料置場	鉱工業及び土木建築架設工作物	倉庫、工場、造船場、事務所、店舗	専用住宅	採草放牧地	農地	道路、通路橋	軌道	看板		その他もの	外径が一メートル以上のもの
															表示面積一平方メートルにつき 一年	長さ二メートルにつき 一年		
三九〇	二二〇	一八	三八〇	三〇〇	八	五九	二六〇	四二〇	六四〇	六四〇	八	八	二四〇	一、九〇〇	二六、〇〇〇	六、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
二六〇	一六〇	一四	二六〇	三〇〇	六	四三	二〇〇	三〇〇	四七〇	四七〇	八	八	一七〇	二、三〇〇	三、二〇〇	二、三〇〇	七七〇	七七〇
一四〇	一一〇	一〇	二四〇	三〇〇	四	三〇	一四〇	二〇〇	三三〇	三三〇	八	八	一一〇	一、二〇〇	二、二〇〇	一、三〇〇	七二〇	七二〇
二二〇	七二	六	二二〇	一九〇	二	二〇	八九	一四〇	二二〇	二二〇	六	六	七七	一、〇〇〇	八三〇	六三〇	六二〇	六二〇
一四〇	四六	四	一四〇	一九〇	一	一一	五六	八九	一三〇	一三〇	六	六	四九	六八〇	五五〇	四一〇	四一〇	四一〇

別表第一の備考第一号ハ中「田川郡糸田町」を削り、同号ニ中「田川郡香春町」の下に「同郡糸田町」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項若しくは第三項若しくは電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による許可を受け、又は道路法第三十五条若しくは電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議が成立して現に存する占用物件等（以下「既存道路占用物件等」という。）に係る令和六年度以降の一年当たりの占用料の額は、第一条の規定による改正後の福岡県道路占用料徴収条例（以下「改正後の道路占用料条例」という。）第二条の規定にかかわらず、既存道路占用物件等に係る前年度の一年当たりの占用料の額に一・二を乗じて得た額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額（以下「改正道路占用料額」という。）を超える場合には、当該改正道路占用料額とする。

3 改正後の道路占用料条例別表に掲げる自動運行補助施設については、改正後の道路

その他	前各項に準じて知事が定める。								
浮標	一基につき一年	—	—	—	一、五〇〇	—	—	—	—
係船	一本につき一年	—	—	—	二四〇	—	—	—	—
遊船	占用面積一平方メートルにつき一年	—	—	—	三〇〇	—	—	—	—
貯木場又は材料置場	占用面積一平方メートルにつき一月	—	—	—	五・四	—	—	—	—
漁獲物又は漁具等の干場	占用面積一平方メートルにつき一年	—	—	—	五・四	—	—	—	—
船舶係留場	トルにつぎ一年	—	—	—	四・二	—	—	—	—
船舶係留場	トルにつぎ一年	—	—	—	一四・八	—	—	—	—
船舶係留場	トルにつぎ一年	—	—	—	二一・五	—	—	—	—

占用料条例第二条の規定にかかわらず、令和十三年三月三十一日までの占用に係る占用料は、徴収しない。

4 この条例の施行の際福岡県港湾施設管理条例第十一条第一項の規定による許可を受け現に存する工作物等（以下「既存工作物等」という。）に係る令和六年度以降の一年当たりの占用の使用料の額は、第二条の規定による改正後の福岡県港湾施設管理条例第十三条の規定にかかわらず、既存工作物等に係る前年度の一年当たりの占用の使用料の額に一・二を乗じて得た額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額（以下「改正港湾施設使用料額」という。）を超える場合には、当該改正港湾施設使用料額とする。

5 この条例の施行の際河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十四条の規定による許可を受け現に存する占用物件等（以下「既存河川占用物件等」という。）に係る令和六年度以降の一年当たりの土地占用料の額は、第三条の規定による改正後の福岡県河川流水占用料等徴収条例第二条の規定にかかわらず、既存河川占用物件等に係る前年度の一年当たりの土地占用料の額に一・二を乗じて得た額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額（以下「改正河川占用料額」という。）を超える場合には、当該改正河川占用料額とする。

6 この条例の施行の際福岡県一般海域管理条例第三条の規定による許可を受け現に存する使用物件等（以下「既存一般海域使用物件等」という。）に係る令和六年度以降の一年当たりの使用料の額は、第四条の規定による改正後の福岡県一般海域管理条例第十一条第一項の規定にかかわらず、既存一般海域使用物件等に係る前年度の一年当たりの使用料の額に一・二を乗じて得た額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額（以下「改正一般海域使用料額」という。）を超える場合には、当該改正一般海域使用料額とする。

7 この条例の施行の際海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の規定による許可を受け現に存する占用物件等（以下「既存海岸占用物件等」という。）に係る令和六年度以降の一年当たりの占用料の額は、第五条の規定による改正後の福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例第七条第一項の規定にかかわらず、既存海岸占用物件等に係る前年度の一年当たりの占用料の額に一・二を乗じて得た額とする。ただし、

その額が、同条の規定を適用して算定した額（以下「改正海岸占用料額」という。）を超える場合には、当該改正海岸占用料額とする。

8 この条例の施行の際港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による許可を受け現に存する占用物件等（以下「既存港湾占用物件等」という。）に係る令和六年度以降の一年当たりの占用料の額は、第六条の規定による改正後の福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例第七条第一項の規定にかかわらず、既存港湾占用物件等に係る前年度の一年当たりの占用料の額に一・二を乗じて得た額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算定した額（以下「改正港湾占用料額」という。）を超える場合には、当該改正港湾占用料額とする。

9 （福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）
福岡県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例（平成三十年福岡県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第七項までの規定中「平成三十年年度以降」を「平成三十年年度から令和五年度まで」に改める。

福岡県特定都市河川浸水被害対策法施行条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十三号

福岡県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

（趣旨）

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）第三十八条第三項、第四十五条第一項及び第五十四条第一項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（雨水貯留浸透施設の標識の設置）

第三条 法第三十八条第三項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 雨水貯留浸透施設の名称
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- 三 雨水貯留浸透施設の容量（容量のないものにあつては、規模）及び構造の概要
- 四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
- 五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- 六 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

（保全調整池の標識の設置）

第四条 法第四十五条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 保全調整池の名称及び指定番号
- 二 保全調整池の容量及び構造の概要
- 三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
- 四 保全調整池の管理者及びその連絡先
- 五 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

（貯留機能保全区域の標識の設置）

第五条 法第五十四条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- 二 貯留機能保全区域の位置
- 三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
- 四 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和六年五月一日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十四号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表五の二の項、七の項、七九の項及び八〇の三の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表八三の項及び八四の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十五号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

福岡県都市公園条例（昭和五十二年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

十六 バイシクルモトクロス場

都市公園名	単位	金額
筑後広域公園	一人・一回	一、二〇〇円

備考 次の者は、無料とする。

一 六十五歳以上の者

二 障がい者及びその介護者であつて、規則で定めるもの

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十六号

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

（福岡県立学校職員定数条例の一部改正）

第一条 福岡県立学校職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員のうち「五、三二五人」を「五、三八八人」に、「四六五人」を「四七二人」に、「二一六人」を「二〇六人」に、「六、〇〇六人」を「六、〇六六人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、九四七人」を「二、〇二一人」に、「六二人」を「六四人」に、「三四人」を「三五五人」に、「二、〇四三人」を「二、一一〇人」に改める。

（福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正）

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例（昭和三十九年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の職員の項中「一五、四二五人」を「一五、五七九人」に、「六七二人」を「六七五人」に、「三三二人」を「三三

二人」に、「七七六人」を「七九七人」に、「一七、〇九五入」を「一七、二八三人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「三二九人」を「三二五人」に、「二四三人」を「二三九人」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十七号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

8 令和七年三月三十一日までの間は、警察官及び巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）並びに警察行政職員の定員については、第六条各号の規定にかかわらず、同条第一号に定める人員に五人以内を、同条第二号に定める人員に三人以内をそれぞれ加えた人員とすることができる。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福岡武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十八号

福岡武道館条例の一部を改正する条例

福岡武道館条例（昭和五十四年福岡県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項を次のように改める。

柔道、剣道等を通じて警察術科訓練の推進向上を図るとともに、県民にスポーツ活

動の場を提供し、県民の心身の健康の保持増進に寄与するため、武道館を設置する。

第一条第二項の表福岡武道館の項中「相撲場」を「相撲場 相撲場」に、「福岡市中

央区」を「福岡市博多区」に改める。

第二条中「、「福岡県公安委員会」を「「福岡県公安委員会」と、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に關し委任を受けた者」とあるのは「指定管理者」と、第六条第一号中「使用料」とあるのは「利用料金」に改める。

第三条から第五条までを削り、第六条を第三条とする。

第七条の見出し中「規則」を「公安委員会規則」に改め、同条を第九条とし、同条の前に次の五条を加える。

（指定管理者による管理）

第四条 福岡武道館の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて公安委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一 福岡武道館の利用の許可に関する業務

二 福岡武道館の施設の維持及び保守に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、公安委員会が別に定める業務

（指定管理者の指定の手續）

第五条 指定管理者の指定を受けようとする者は、公安委員会規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、公安委員会に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める書類

2 公安委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から福岡武道館の設置の目的を最も効果的に達成することができることを認め、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、福岡武道館の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

附 属 施 設	体 育 館						練 習 用		
	個人使用		使用時間		占 用		個人使用		使用時間
	一般	高校生	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	一般	高校生	小・中学生
控室一（兼会議室）	一時間につき	二〇〇円	二、九六〇円	一、八〇〇円	四、三二〇円	三、六〇〇円	二六〇円	一三〇円	九〇円
控室二（兼会議室）	一時間につき	二〇〇円	一七、二八〇円	一四、四〇〇円	五、七六〇円	四、八〇〇円	二六〇円	一三〇円	九〇円
控室三（兼会議室）	一時間につき	二〇〇円	一六、二〇〇円	一三、五〇〇円	五、四〇〇円	四、五〇〇円	二六〇円	一三〇円	九〇円
控室四（兼会議室）	一時間につき	二五〇円	三四、五六〇円	二八、八〇〇円	一、五二〇円	九、六〇〇円	二六〇円	一三〇円	九〇円
控室五（兼会議室）	一時間につき	一六〇円	三五、八〇〇円	二五、〇〇〇円	一、八三六〇円	一〇、五〇〇円	二六〇円	一三〇円	九〇円

備考

- 一 「占用使用」とは競技大会、講習会等において、施設を独占的に利用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 二 「小・中学生」とは小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「高校生」とは高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒及びこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、幼児、小・中学生及び高校生以外の者をいう。
- 三 「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を、「平日」とはこれら以外の日をいう。
- 四 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、規則で定める。

五 この表に掲げる利用時間を超えて武道場、弓道場、相撲場若しくは体育館を利用する場合又は武道場、弓道場、相撲場（練習用土俵に限る。）若しくは体育館の一部を占用使用する場合の額は、この表で定める額を基準として規則で定める。

六 武道場、弓道場、相撲場又は体育館を占用使用する場合において、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときは、この表に定める額に、規則で定める額を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の福岡武道館条例（以下「新条例」という。）第五条第一項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為、利用料金の設定に関して必要な行為その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、新条例第二条、第五条及び第七条から第九条までの規定の例により行うことができる。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十九号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項の表三の二の項中「一二、七〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に改める。

第十六条第一項第二号を削り、同項第三号中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証更新申請手数料」を「警備業認定更新申請手数料」に改め、同号を同項第二号と

し、同項中第四号及び第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号から第九号までを三号ずつ繰り上げ、第九号の二を第七号とし、第九号の三を第八号とし、第九号の四を第九号とし、第十四号を第十六号とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の五を第十号とし、第九号の六を第十一号とし、同条第二項の表中二の項を削り、同表三の項中「三 警備業認定証更新申請手数料」を「二 警備業認定更新申請手数料」に改め、同表中四の項及び五の項を削り、六の項を三の項とし、七の項から九の項までを三項ずつ繰り上げ、九の二の項を七の項とし、九の三の項を八の項とし、九の四の項を九の項とし、一四の項を一六の項とし、一〇の項から一三の項までを二項ずつ繰り下げ、九の五の項を一〇の項とし、九の六の項を一一の項とする。

第十六条の二を次のように改める。

(自動車運転代行業認定申請手数料)

第十六条の二 運転代行業法第四条の規定による自動車運転代行業の認定を受けようとする者は、自動車運転代行業認定申請手数料を申請のときに納付しなければならない。

2 前項の手数料の額は、次の表の下欄に定める額とする。

自動車運転代行業認定申請手数料	手数料の種類別	手数料の額
		一一、〇〇〇円

第十六条の三を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
(福岡県領収証紙条例の一部改正)

2 福岡県領収証紙条例(昭和三十三年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三十四号中「、第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項」を「及び第十六条の二第一項」に改める。

3 大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部改正
(大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部改正)

年福岡県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第十一号中「、第十六条第一項第二号、第四号、第九号、第九号の五、第九号の六及び第十三号、第十六条の二第一項第二号並びに第十六条の三第一項第二号及び第三号」を「並びに第十六条第一項第六号、第十号、第十一号及び第十五号」に改める。

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十号

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「又は」を「）、同法第八十二条に規定する罪又は」に改め、同表中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押取物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号) 第二条第一項及び第二項に規定する罪(青少年を撮影する行為に限る。)、同法第三条第一項に規定する罪(青少年に提供し、又は青少年に係る性的影像記録を提供する行為に限る。)、同条第二項に規定する罪(青少年に提供し、又は青少年に係る性的影像記録を提供し、若しくは公然と陳列する行為に限る。)、同法第五条第一項及び第二項に規定する罪(青少年に係る影像の影像送信をする行為に限る。)、又は同法第六条に規定する罪(青少年に係る影像送信をされた影像を記録する行為に限る。)

附則

この条例は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。